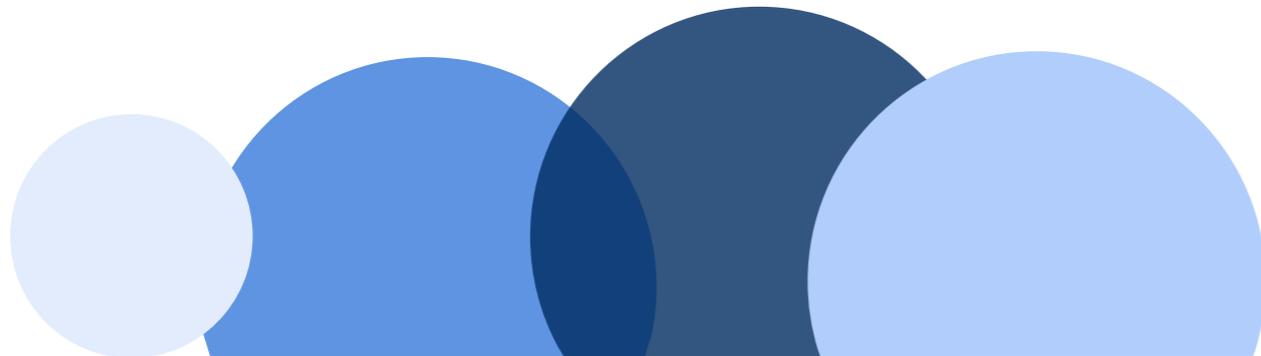
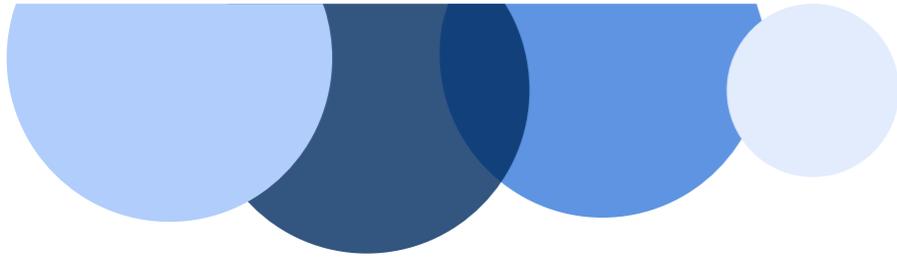


4. 健康危機管理(災害・感染症)

健康危機時の保健活動に関する法制度②





本講義の狙い

- 健康危機時(感染症)の保健活動の根拠、関連する法制度等の基本について説明できる。

本講義の内容

- 感染症発生時の保健活動に関連する法制度 ————— 4
- 感染症法制定の背景について ————— 5
- 感染症法の変遷 ————— 6
- 特措法制定の背景について ————— 7
- 特措法の変遷 ————— 8
- IHEATとは ————— 9
- IHEATの運用について ————— 10
- 本講義のまとめ ————— 11

感染症発生時の保健活動に関連する法制度

- 感染症発生時に準拠する法制度の一例

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症法)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、特措法)

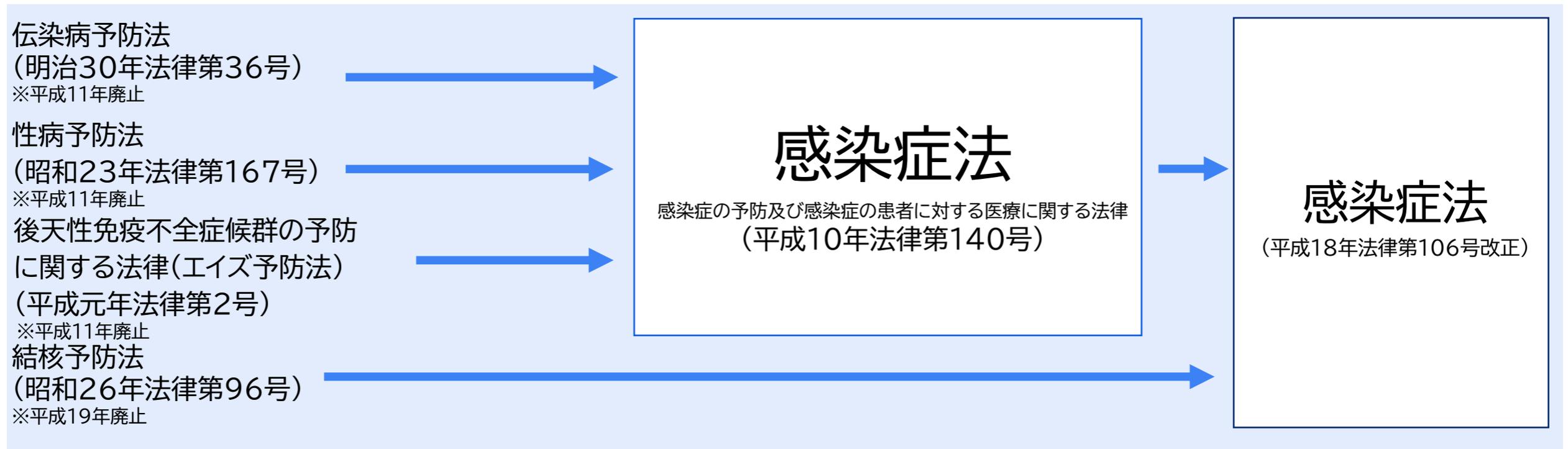
新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症法、その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

- 関連する法制度に基づき、感染症の予防や拡大防止などの感染症対策の強化に努めることが重要。

感染症法制定の背景について

- 感染症法は、日本における感染症対策の基盤を形成する法律で、様々な歴史的な背景に伴い変遷

*制定(国会の議決で案文確定)→公布(官報で周知)→施行(効力発揮)



感染症の発生・拡大の状況の変化、旧伝染病予防法下での感染症対策の問題

感染症法の変遷

平成15(2003)年改正	緊急時の対応強化 (SARSの教訓) 一類感染症追加 (SARS、痘そう (天然痘)) 動物由来感染症対策の強化
平成18(2006)年改正	病原体管理体制の導入 類型見直し等 南米出血熱 (一類) 、結核(二類) 、炭疽等 (四類) SARS(一類->二類) 、腸管感染症(二類->三類) 旧結核予防法廃止
平成20(2008)年改正	「新型インフルエンザ等感染症」の新類型
平成26(2014)年改正 (平成28年4月1日全面施行)	二類感染症追加 (MERS、特定鳥インフルエンザ) 情報収集体制の強化 (検体採取規定等)
令和3(2021)年改正	新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」に位置付け 入院措置見直し (罰則、宿泊・自宅療養) 積極的疫学調査の実効性の確保など
令和4(2022)年改正	感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等 (予防計画の記載事項の充実、都道府県と医療機関の協定締結等)

対応の実効性強化

事前準備の強化
(特に医療提供)

● 感染症対策の強化を目的として、複数回にわたり改正

特措法制定の背景について

- 特措法は、感染リスクに対応し、国民の生命と健康を守るために制定された。

- 東南アジアなどを中心に、家禽類の間でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生しており、このウイルスが家禽類からヒトに感染し、死亡する例が報告された。
- このような高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)のウイルスがヒトからヒトへ効率よく感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが発生することが懸念された。

- 平成21年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)の経験を踏まえ、対応を実施した結果、課題も判明した。
 - 平成23年9月20日に、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定した。
 - 国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれを鑑み、感染症法、検疫法、予防接種法等を補った。
 - 新型インフルエンザ対策の実効性を確保するため、各種対策の法的根拠の明確化など法的整備の必要性が高まった。

政府行動計画の実効性をさらに高め、
新型インフルエンザ発生時に、
その脅威から国民の生命と健康を守り、
国民の生活や経済に及ぼす影響が
最小となるようにするため、
「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を制定。

特措法の変遷

平成24年5月制定	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年4月に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)の教訓等を踏まえ、対策の実効性を高めるため制定
令和2年3月2日改正	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年12月に中国武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する 新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置を実施することを可能とする改正(附則で対応)
令和3年2月3日改正	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態に至る前から実効的な対策を講ずることが出来るよう、「まん延防止等重点措置」を創設 特措法の対象となる感染症の見直し 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置において、要請に応じない事業者等に対する命令・過料を規定 事業者及び地方公共団体に対する支援 差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務 新型インフルエンザ等対策推進会議の設置
令和5年4月改正	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な初動対応のため、政府対策本部長の指示権の発動可能時期を、政府対策本部設置時に前倒し。 感染拡大時に地方公共団体が機能不全とならないよう、事務の代行等の要請可能時期・対象事務を拡大。 事業者に対する要請等の実効性を確保するため、事業者に対し命令を発出する際の「特に必要があると認めるとき」を明確化。 地方公共団体の感染拡大防止措置に係る円滑な財源確保のため、国の財政上の措置等を見直し。等

- 感染症対策の実効性を高めるために、感染患者等の発生状況や感染症対策の動向等に応じて改正

IHEATとは

- IHEAT(Infectious disease Health Emergency Assistance Team)とは

概要

感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み

構成員

医師、保健師、看護師のほか、歯科医師、薬剤師、助産師、管理栄養士等

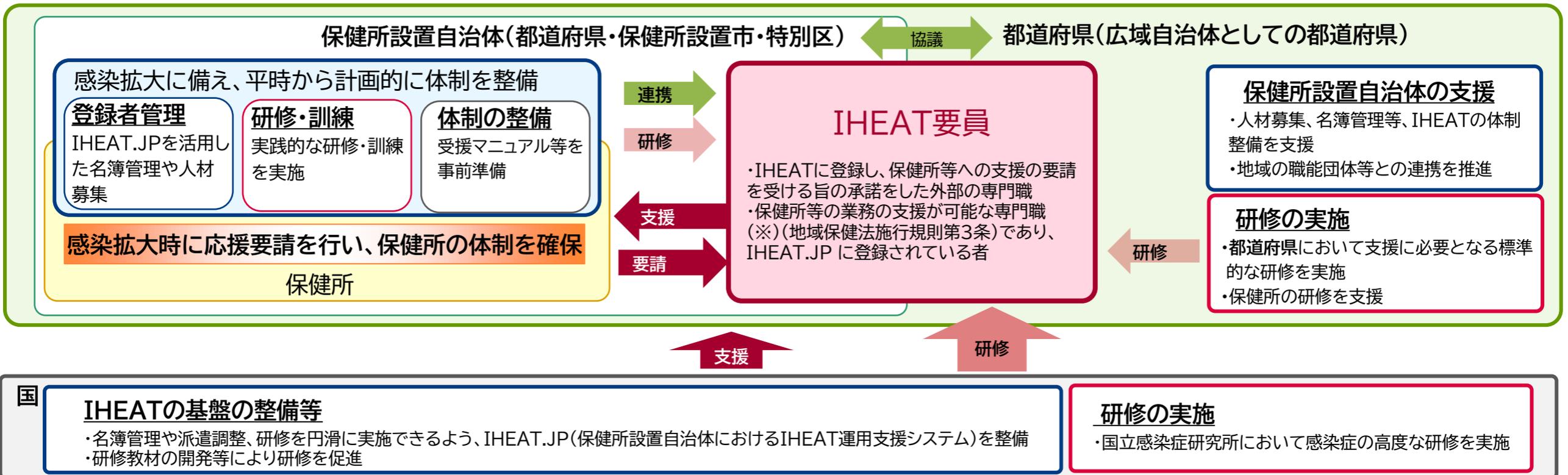
支援内容

健康危機発生時に、保健所を設置する自治体(保健所設置自治体)で、当該自治体内の応援職員の派遣だけでは保健所業務への対応が困難な場合、保健所等で積極的疫学調査を中心とした業務を支援

IHEATの運用について

- IHEATの運用体制を計画的に整備すべく、地域保健法の改正により、IHEATが法定化された。

- 保健所業務ひっ迫時における臨時的な人員確保の方策として、**恒久的な制度**に位置づけ。
- IHEAT要員が働きやすく、また自治体がIHEAT要員に速やかに支援を要請できる環境を整備するために、本業の雇用主に**兼務に配慮**する努力義務を規定するとともに、支援を行うIHEAT要員に**守秘義務**を規定。
- 要請に即応可能な人材を確保するために、**国、都道府県、保健所設置市・特別区**のそれぞれが、IHEAT要員への**研修等の支援**を行う責務を規定。

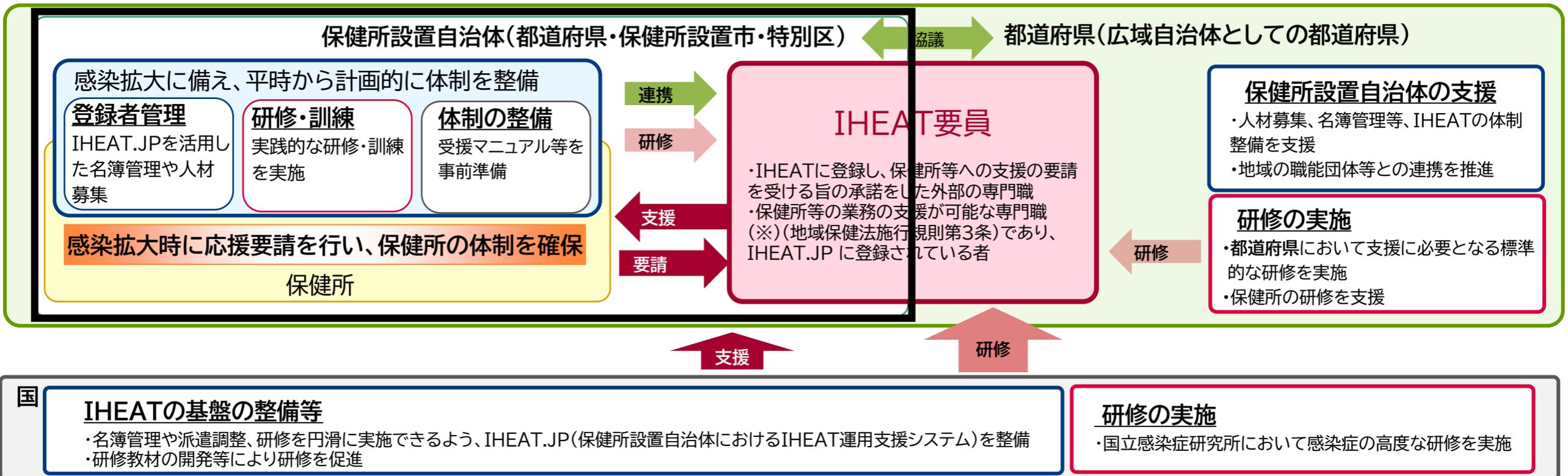


出所) 厚生労働省 健康関係主管課長会議「3. 地域保健室・保健指導」をもとに作成 (閲覧日: 2024/11/06)
 厚生労働省健康局健康課長通知 IHEAT運用要領の改正について(健健発 0331 第1号)をもとに作成(閲覧日: 2024/11/06)

IHEATの運用について

- IHEATの運用体制を計画的に整備すべく、地域保健法の改正により、IHEATが法定化された。

- 保健所業務ひっ迫時における臨時的な人員確保の方策として、**恒久的な制度**に位置づけ。
- IHEAT要員が働きやすく、また自治体がIHEAT要員に速やかに支援を要請できる環境を整備するために、本業の雇用主に**兼務に配慮**する努力義務を規定するとともに、支援を行うIHEAT要員に**守秘義務**を規定。
- 要請に即応可能な人材を確保するために、**国、都道府県、保健所設置市・特別区**のそれぞれが、IHEAT要員への**研修等の支援**を行う責務を規定。

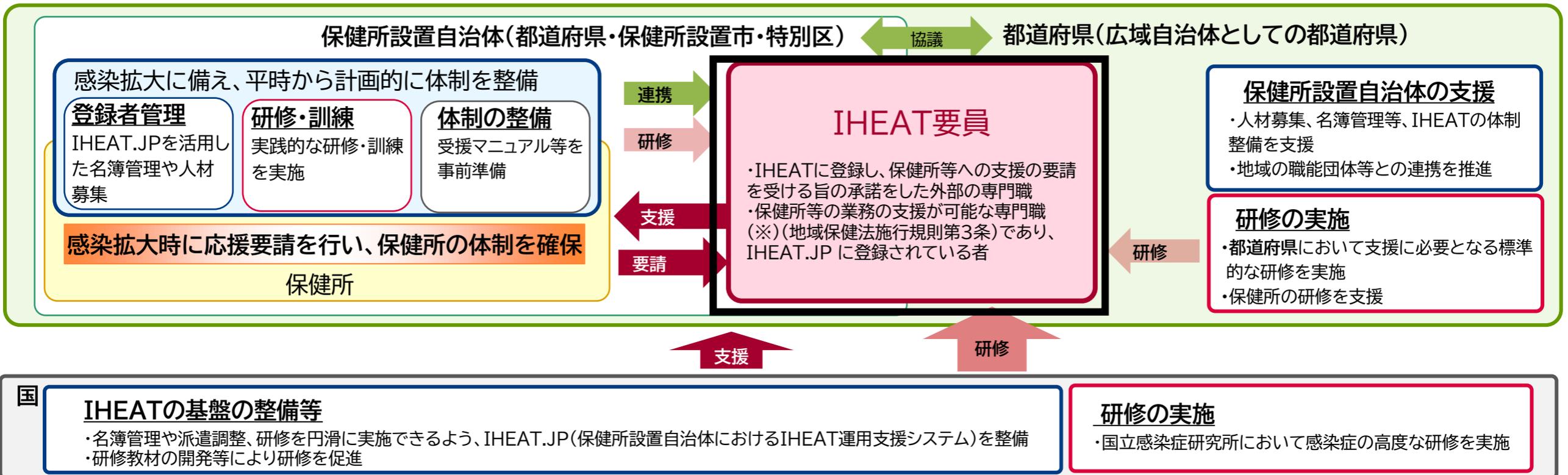


出所) 厚生労働省 健康関係主管課長会議「3. 地域保健室・保健指導」をもとに作成 (閲覧日:2024/11/06)
 厚生労働省健康局健康課長通知 IHEAT運用要領の改正について(健健発 0331 第1号)をもとに作成(閲覧日:2024/11/06)

IHEATの運用について

- IHEATの運用体制を計画的に整備すべく、地域保健法の改正により、IHEATが法定化された。

- 保健所業務ひっ迫時における臨時的な人員確保の方策として、**恒久的な制度**に位置づけ。
- IHEAT要員が働きやすく、また自治体がIHEAT要員に速やかに支援を要請できる環境を整備するために、本業の雇用主に**兼務に配慮**する努力義務を規定するとともに、支援を行うIHEAT要員に**守秘義務**を規定。
- 要請に即応可能な人材を確保するために、**国、都道府県、保健所設置市・特別区**のそれぞれが、IHEAT要員への**研修等の支援**を行う責務を規定。

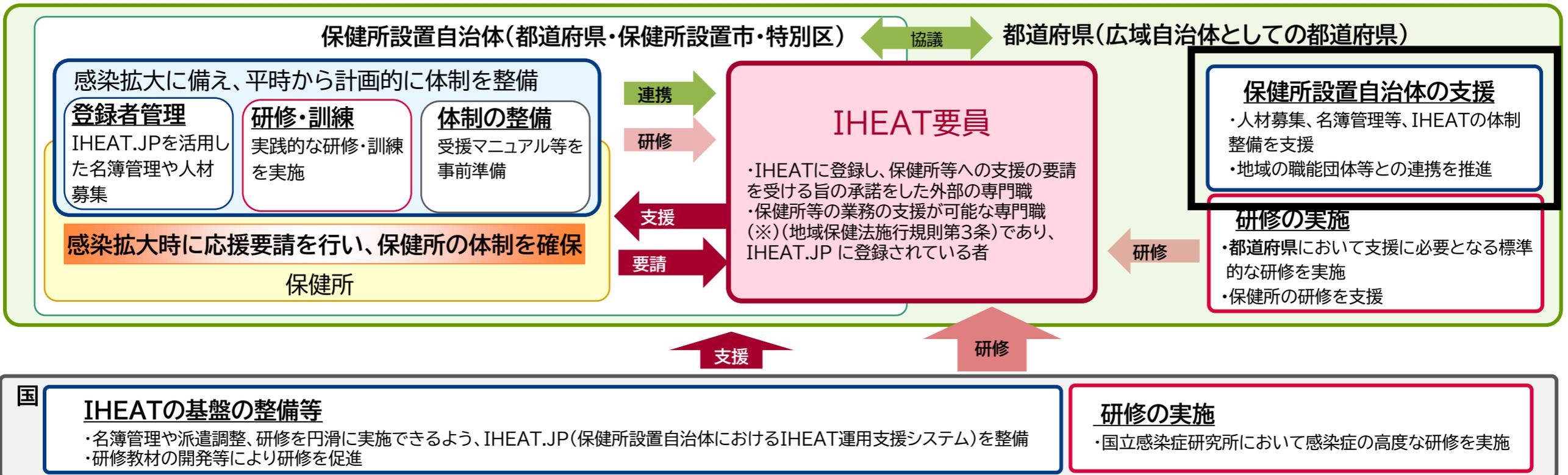


出所) 厚生労働省 健康関係主管課長会議「3. 地域保健室・保健指導」をもとに作成 (閲覧日: 2024/11/06)
 厚生労働省健康局健康課長通知 IHEAT運用要領の改正について(健健発 0331 第1号)をもとに作成(閲覧日: 2024/11/06)

IHEATの運用について

- IHEATの運用体制を計画的に整備すべく、地域保健法の改正により、IHEATが法定化された。

- 保健所業務ひっ迫時における臨時的な人員確保の方策として、**恒久的な制度**に位置づけ。
- IHEAT要員が働きやすく、また自治体がIHEAT要員に速やかに支援を要請できる環境を整備するために、本業の雇用主に**兼務に配慮**する努力義務を規定するとともに、支援を行うIHEAT要員に**守秘義務**を規定。
- 要請に即応可能な人材を確保するために、**国、都道府県、保健所設置市・特別区**のそれぞれが、IHEAT要員への**研修等の支援**を行う責務を規定。

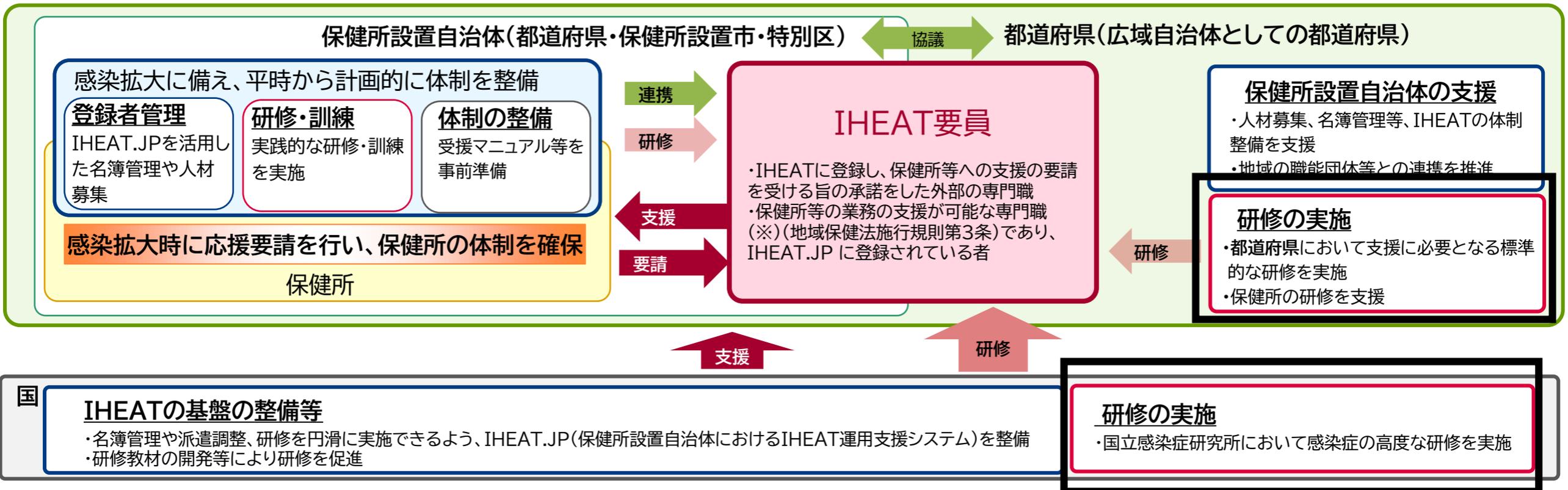


出所) 厚生労働省 健康関係主管課長会議「3. 地域保健室・保健指導」をもとに作成 (閲覧日:2024/11/06)
 厚生労働省健康局健康課長通知 IHEAT運用要領の改正について(健健発 0331 第1号)をもとに作成(閲覧日:2024/11/06)

IHEATの運用について

- IHEATの運用体制を計画的に整備すべく、地域保健法の改正により、IHEATが法定化された。

- 保健所業務ひっ迫時における臨時的な人員確保の方策として、**恒久的な制度**に位置づけ。
- IHEAT要員が働きやすく、また自治体がIHEAT要員に速やかに支援を要請できる環境を整備するために、本業の雇用主に**兼務に配慮**する努力義務を規定するとともに、支援を行うIHEAT要員に**守秘義務**を規定。
- 要請に即応可能な人材を確保するために、**国、都道府県、保健所設置市・特別区**のそれぞれが、IHEAT要員への**研修等の支援**を行う責務を規定。

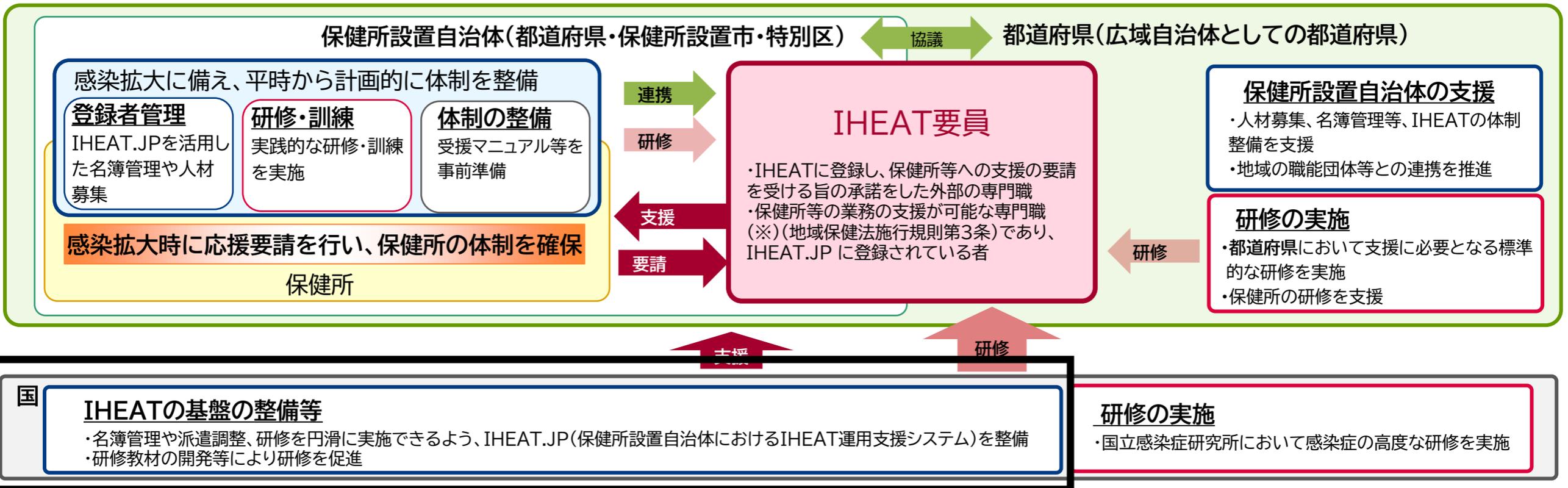


出所) 厚生労働省 健康関係主管課長会議「3. 地域保健室・保健指導」をもとに作成 (閲覧日: 2024/11/06)
 厚生労働省健康局健康課長通知 IHEAT運用要領の改正について(健健発 0331 第1号)をもとに作成(閲覧日: 2024/11/06)

IHEATの運用について

- IHEATの運用体制を計画的に整備すべく、地域保健法の改正により、IHEATが法定化された。

- 保健所業務ひっ迫時における臨時的な人員確保の方策として、**恒久的な制度**に位置づけ。
- IHEAT要員が働きやすく、また自治体がIHEAT要員に速やかに支援を要請できる環境を整備するために、本業の雇用主に**兼務に配慮**する努力義務を規定するとともに、支援を行うIHEAT要員に**守秘義務**を規定。
- 要請に即応可能な人材を確保するために、**国、都道府県、保健所設置市・特別区**のそれぞれが、IHEAT要員への**研修等の支援**を行う責務を規定。



出所) 厚生労働省「健康関係主管課長会議」3. 地域保健室・保健指導」をもとに作成(閲覧日:2024/11/06)
 厚生労働省健康局健康課長通知「IHEAT運用要領の改正について(健健発 0331 第1号)をもとに作成(閲覧日:2024/11/06)

本講義のまとめ

- 感染症法や特措法は、日本における感染症対策の基盤を形成する法律で、様々な歴史的背景に伴い変遷し、感染症対策の強化や感染症対策の実効性向上を目的として複数回にわたり改正されている
- IHEATは、感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのひとつである
- IHEATの強化のために、地域保健法が改正され、IHEATが法定化された